主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は、弁護人山根喬提出の控訴趣意書記載のとおりであるから、これを引用する。

控訴趣意第一点(法令適用の誤り)について。

控訴趣意第二点(量刑不当)について。

本件訴訟記録及び原審において取調べた証拠によつて認められる本件犯行の動機、態様、回数、罪質、その社会的影響等諸般の事情に鑑みると、所論を十分考慮に容れても、原判決の量刑が、不当に重いとは認められない。論旨は理由がない。よつて、刑事訴訟法三九六条に則つて、本件控訴を棄却すべきものとし、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 豊川博雅 裁判官 雨村是夫 裁判官 中村義正)